

第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年9月9日（月）16時15分～16時55分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委 員】

公益代表委員 佐藤委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、川本委員、北畑委員

使用者代表委員 田中委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

- (1) 部会長・部会長代理の選出
- (2) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (4) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）
- (5) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
（写）
- (6) 鳥取県各種商品小売業最低賃金 適用事業場数・労働者数の経過票
- (7) 年度別最低賃金改正一覧表

(8) 鳥取県の最低賃金

(9) 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 それでは、ただ今から第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する植木委員、使用者を代表する岡邊委員が欠席です。現時点で9名の委員のうち7名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数は満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の専門部会は、傍聴希望の申出はありませんでした。

本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

なお、各委員の紹介をさせていただきたいのですが、時間の関係もありますので、各委員につきましては資料ナンバー1の委員名簿にて御確認をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の1です。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、慣例によりまして、委員から推薦いただき、全ての委員の同意をもって決定することとしておりますが、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、部会長及び部会長代理について御推薦いただけますでしょうか。

○北畑委員 はい、推薦をさせていただきます。部会長に佐藤委員、部会長代理に道前委員の推薦をさせていただきたいと思っております。

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。

部会長に佐藤委員、部会長代理に道前委員を推薦いただきましたが、御異議なければ御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に部会長を、道前委員に部会長代理をお願いいたします。

それでは、佐藤部会長、道前部会長代理に御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 こんにちは。部会長の推薦を頂きました佐藤です。しっかりと務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○道前部会長代理 御推薦ありがとうございます。部会長がしっかりやられると思いますので、後を付いて行くだけです。それではよろしくお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、佐藤部会長、この後の議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 それでは、次第に従って進めて行きたいと思います。まず、一番目の部会長、部会長代理の選出が終わりましたので、2番目の、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営についてです。

事務局から専門部会及び議事録の公開、議事録の署名等についての説明をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き、公開の取扱いとし、議事録の確認に関しては、部会長及び部会長が指名した委員2名に確認していただくことでよろしいか御確認をお願いいたします。

○佐藤部会長 今の事務局の説明について何か御質問、御意見などありますでしょうか。特にありませんか。

では、本審と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 はい、では、本審と同様の取扱いとしたいと思います。

では、議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員は北畑委員に、使用者を代表する委員は西村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西村委員 承知いたしました。

○北畑委員 よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 お願いします。では、ただ今、北畑委員と西村委員に依頼をいたしましたので、本日の議事の進め方について三者で協議を行いたいと思います。

では、事務局の方で会場の準備をお願いいたします。

10分程度、休会いたします。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開いたしたいと思います。

それでは、引き続きまして、次の議題に行きたいと思いますが、鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議についてですけれども、まず、こちらについて事務局から本日お配りいただいております各種資料についての説明をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、本日お配りしております資料を御説明させていただく前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意事項を4点御説明させていただきます。

まず、1点目ですが、鳥取地方最低賃金審議会におきましては、特定最低賃金の必要性の有無に関して、各業界の方々を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うこととなります。

2点目は、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということです。要するに、関係労使の真摯な議論の上で、全会一致で結論を出していただく必要がございます。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約上の賃金の最も低い額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

ただ今、上限額の説明を申し上げましたが、4点目として特定最低賃金の下限額について申し上げます。最低賃金法第16条におきまして、決定又は改定される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨、定められております。以上が4点の留意点でございます。

続きまして、お配りしております資料について簡単に御説明申し上げます。まず、資料ナンバー2としまして、審議会運営規程、資料ナンバー3としまして、専門部会運営規程を提出してございます。

続きまして、資料ナンバー4は、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書の写しでございます。御覧のとおり、7月16日付けの申出につきまして、7月22日に提

出を受け、受理したものです。申出は労働協約ケースです。申出書において、労働協約によります最も低い賃金額は、時間額 9 5 5 円と記載されています。

この申出を受けまして、資料ナンバー 5 のとおり 7 月 2 6 日に鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に改正決定の必要性の有無について諮問をしたところでございます。その後、資料ナンバー 7 及び資料ナンバー 8 のとおり、時間額 9 5 7 円、令和 6 年 1 0 月 5 日発効で、鳥取県最低賃金額の改定が決定いたしました。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今、事務局の方から、改正の必要性を審議するに際して、四つの留意点について説明がありました。まず 1 点目が専門部会を設置して審議を行うことということで、現在このように専門部会を設置しておるところであります。2 点目は専門部会での決定は全会一致の議決に至るように努力することということで、全会一致を目指すということになります。3 点目が、労働協約の最低額が引き上げることのできる上限額ということで、地域別最低賃金とは違い上限額が予め定まっているということです。4 点目が改定される金額が地域別最低賃金額を上回ること、この 4 点が示されております。

それで、7 月 1 6 日付けの改正決定の申出について、7 月 2 6 日付けで諮問を受けているところであります。

まず、地域別最低賃金についてですけれども、先日、9 5 7 円ということで改正決定をされております。この金額が 1 0 月 5 日に発効されるということになっております。

先ほど、事務局の方から示していただきました資料ナンバーの 4 の U A ゼンセン鳥取県支部長から出されている申出書によりますと、労働協約上の賃金の最も低い額が 9 5 5 円ということで、今回審議できる上限額が 9 5 5 円になりますので、既に、地域別最低賃金の 9 5 7 円が上回っているという状況になっております。

これらの状況を踏まえて、これから審議をしていきたいと思いますが、先ほど、三者で協議したところ、5 分から 1 0 分程度、労働者側、使用者側に分かれて協議をしたいということでしたので、その時間を設けたいと思います。それでは、事務局は会場の用意をお願いいたします。

5 分から 1 0 分程度休会いたします。

[各側協議]

○佐藤部会長 では、再開したいと思います。先ほど説明をさせていただいた現状を踏まえて、委員の皆様から改正決定の必要性の有無についての御意見を伺いたいと思います。

では、労働者側から御意見を伺いたいと思います。

○北畑委員 今回の特定最低賃金、各種商品小売業に関してですが、まず、言うまでもなく地域別最低賃金につきましては、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとされています。一方で特定最低賃金につきましては、基幹的労働者に適用されている大変重要な役割を持っていると言っても過言ではないと考えております。当然各種商品小売業で働く労働者のモチベーションの維持向上と使用者の方々の人材確保、また、産業の優位性、こういったものが特定最低賃金の特徴であると考えております。そういった中で昨年ですが、7年ぶりに鳥取県各種商品小売業の特定最賃が改正されております。

今年度につきましては、意向表明させていただいたわけですが、現状を踏まえたと、改正の必要性はなしという判断が否めないと考えております。

来年に向けて、改正の「必要性有り」の準備を、していきたいと考えています。次年度以降も特定最低賃金の引上げに向けた審議が設けられるよう必要性について主張しつつ、引き続き皆様の御理解をいただきたいところでございます。以上です。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。では、使用者側お願いいたします。

○西村委員 まず、地域別の最低賃金の役割というのは、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット、一方で、特定最低賃金の方は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものということで、役割が明確に違うわけですがけれども、現状で言うと、労働協約上の賃金の最も低い額である金額と、今回新しく決定した地方最低賃金額では、こちらの方が上回っているという状況でございますので改正の必要性はないと認識をしております。以上です。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。それでは、双方の発言を伺ったところでありますが、他に何か補足意見等がありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、7月16日付けの申出書の労働協約上の賃金の最も低い額である955円を、先日決まりました10月5日発効予定の地域別最低賃金の957円が上回っておりますので、本年の改正決定の必要性については認められないという方向で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、改正の必要性につきましては、一応、決だけ取っておきますが、必要性認められないということで、賛成の方、挙手をお願いいたします。

[採 決]

○佐藤部会長 はい。全会一致で改正の必要が認められないという結論に達しましたので、事務局で専門部会報告書案の作成をお願いいたします。どれくらいお時間必要になりますでしょうか。

○中塚賃金室長 はい、それでは5分ほど時間をいただければ、報告書を作成いたします。

○佐藤部会長 はい、では5分ですね。

16時50分まで休会といたしたいと思います。

[休 会]

○佐藤部会長 再開したいと思います。

では、専門部会報告書案はお手元に配布されているかと思います。確認の意味で事務局から報告書案の読上げをお願いいたしたいと思います。

○市村賃金室長補佐 では、読み上げます。

案、令和6年9月9日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和6年7月26日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記としまして、委員の皆様の御名前を挙げておりますが、御覧いただいて御確認をいただきまして、読上げを省略いたします。

次のページには、審議の経過を記載してございますが、御確認いただき、読上げを省略いたします。以上でございます。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。では、ただ今読上げをしていただいた報告書案の内容を部会報告として、本審の方に報告させていただきますが、よろしいでしょうか。

はい、特に何か御指摘の点ですとかもなさそうですか。

○道前部会長代理 単純な疑問ですがいいですか。この専門部会は1回きりですよ。御欠席の方も名前がありますがやはりこれは、専門部会委員として、審議に当たった、当たっていないということではないから名前はあるのですね。

○佐藤部会長 よろしいですか。

○中塚賃金室長 はい、道前委員の御発言のとおりということでございます。本日御欠席の委員もいらっしゃいますが、当専門部会の委員として記載させていただきました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、この報告書案から案を消したものの報告書とし、本審に報告させていただきます。

では、必要性の審議については以上とさせていただきたいと思います。

議事の４番目その他です。事務局から何か御用意ありますでしょうか。

○市村賃金室長補佐 それでは、今後の日程につきまして御説明いたします。９月１２日木曜日の午後５時から開催予定の第５４８回鳥取地方最低賃金審議会で、部会長から専門部会報告を行っていただきます。以上でございます。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。事務局の説明について何かありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

では、なければ本日の専門部会を終了したいと思います。これにて、本年の各種商品小売最低賃金専門部会は終了となります。どうもありがとうございました。